

令和3年度第1回花巻市文化財保護審議会 会議録

1 開催日時

令和3年8月10日（火） 午後3時～午後3時45分

2 開催場所

花巻市博物館 講座・体験学習室

3 出席者

(1) 委員 11名

菊池邦雄委員、木村清且委員、高橋進委員、中村良幸委員、
中嶋奈津子委員、大原皓二委員、竹原明秀委員、外館聖八朗委員、
梅原無石委員、大石雅之委員、時田里志委員

(2) 事務局 7名

佐藤勝教育長、岩間裕子教育部長、
文化財課 平野克則課長、柳原光浩課長補佐、伊藤真紀子文化財係長、
佐藤幸泰埋蔵文化財係長、酒井宗孝文化財専門官

4 内容

(1) 協議

ア 花巻市指定有形文化財 熊谷家の現状変更等許可申請に係る意見について

イ 花巻市指定有形文化財 千手観音立像の現状変更等許可申請に係る意見について

ウ 国指定特別天然記念物 早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等許可申請に係る意見について

(2) その他

5 議事録

(1) 開会（進行：平野課長）

〔審議会成立報告（委員11名出席・1名欠席）〕

(2) 挨拶

（佐藤教育長）本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、先生方には、いろいろとご助言・ご指導いただいております

ことに改めて感謝申し上げます。

今年度の文化財関係事業につきましては、本年3月の審議会にてご承認いただきました事業計画に基づき事業を行っているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の終息というのがまだまだ不透明なところでございまして、文化財課の関係事業につきましても様々な制約を受けている状況にあります。このような中であっても、どのようにしたら実施できるか、別な手法はないかということも検討していかなければならないと考えているところでございます。

本日は、市指定文化財である熊谷家、また千手観音立像の現状変更等許可申請に係る意見について、国指定特別天然記念物の早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等許可申請に係る意見について、以上3件について、協議をよろしくお願いしたいと存じます。また、文化財保護全般について、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(菊池会長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日の会議は、資料にありますように、熊谷家、千手観音立像、早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等許可申請に係る意見についてが主な内容になっております。今回の会議は、平成3年度の第1回目の会議ですが、文化財保護審議会の会議は年に2回ですので、御意見や御質問、要望等がありましたら、どんどん出していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(平野課長) それでは、次第4議題に入ります。議長は、文化財保護審議会条例第3条第2項の規定により、菊池会長にお願いいたします。

(3) 協 議 (議長 菊池会長)

ア 花巻市指定有形文化財 熊谷家の現状変更等許可申請に係る意見について

(菊池会長) それでは議題に入らせていただきます。(1)花巻市指定有形文化財熊谷家の現状変更等許可申請に係る意見について、事務局から説明をお願いいたします。

〔説明〕

(平野課長) それでは、市指定文化財熊谷家の現状変更等許可申請について

座って説明いたします。本件については、3月26日に開催をいたしました文化財保護審議会において、令和3年度に現状変更等許可の申請を予定している案件として概要の説明をし、委員の皆様から意見をいただいたところであります。茅での葺き替えが望ましいという意見や、茅葺屋根の維持に要するコストと文化財の保存の保存との兼ね合いをどうするかとか、トタン葺きにする場合であっても、勾配は今のままとし、建物の中から見ると茅葺に見えるようにもできるなどのお話をいただきました。その後、木村委員と相談し、委員から、文化財指定されている茅葺屋根を金属葺きにした事例として、その自治体では、いつでも茅葺に復元できるよう建物全体の復元図面を作成し、金属葺きにした例を紹介いただきました。当市においては、今回はその方法を選択し、将来的に茅葺による復元の可能性を残しつつ、今回は金属葺きにしようとするものです。それでは現状変更等の内容を説明いたします。

5. 現状変更を必要とする理由ですが、劣化した便所屋根を改修する必要があるため、現状変更の許可をいただこうとするものです。現状の写真を申請書の後ろに付けております。

6. 現状変更等の内容及び実施の方法です。現状変更は大きく2点あります。1つは、屋根材を茅から金属への変更です。もう1つは小屋組の変更です。①屋根材を茅から金属への変更ですが、茅を撤去し、ガリバリウム塗装鋼板横葺きに変更しようとするものです。図面は右下に小さく通し番号がありますが、9から12までです。色の付いている部分が今回の改修工事により、手を加える部分です。赤が撤去される部分、部材です。青が工事後の姿です。②小屋組みの変更は、長木（母屋）及び勾配梁の一部の撤去、垂木及び押木の全部を撤去します。図面は通し番号13以降の赤い図面です。次に新設ですが、隅木、小屋束、垂木、野地合板です。腕木、出桁、軒裏板、広小舞の一部を撤去及び新設をします。図面は14以降の青い図面です。（2）現状変更等の実施の方法は、記述のとおりですが、箱棟を取り外した後、茅、小屋組材の撤去、そして新たに小屋組をつくり鉄板で葺き、修理した箱棟を設置して終了となります。（3）現状変更等と併せ行う修理は、箱棟、腐植した木材の交換、土壁の修繕です。

裏面の7. 現状変更等により生ずべき物件の滅失又はき損若しくは景観の変化、その他現状変更等による指定文化財への影響ですが、屋根材料の変更により外観は変わりますが、敷地内の他の

市指定有形文化財である板蔵や上蔵、下蔵等と同様の金属葺きとなるものですので、屋敷景観を害するものではないと考えます。建物の中からの見栄えですが、合掌梁及び天井板を残すため、内部天井の見栄えは現状とほぼ変わらない状態となります。3つ目ですが、建物全体の復元図面を今回作成しましたので、将来、いつでも茅葺へ戻すこともできるようにしております。以上で説明を終わります。

〔質疑〕

(菊池会長) これについて御意見、御質問等がございますか。質疑をお願いいたします。

(外館委員) 現状変更等申請書の裏、7番に、文化財の板蔵や上蔵、下蔵等と同様の金属葺きという説明がございますけれども、この板蔵、上蔵、下蔵等もかつては茅葺を変えたものなののでしょうか。この辺の経緯というのはどうなのでしょう。

(平野課長) これらも茅葺だったと思います。

(外館委員) それに倣って今回もやるということですね。わかりました。ありがとうございます。

(菊池会長) そのほか御意見、御質問はございませんか。

(竹原委員) 色はどのような感じなのでしょうかね。この塗装と書いてある色合い的には。

(平野課長) 屋根の色はまだ決めておりませんが、今の茅葺屋根に近い色、そして既存の上蔵、下蔵、板倉それらと同じような色にしたいなと思っています。

(竹原委員) この地方の標準的な色というのはあるのですか。花巻らしい色というか、あるいは地方的な色というのは特にはないですか。

(平野課長) 花巻地方特有の色というのは思い当たらないのですが、やはり茅葺屋根の色に沿うような感じの色。この地域は、昔は茅葺だったでしょうから、その茅葺屋根のような色なのかなと思っています。

(木村委員) 実は、この周辺の多くの茅葺をいろいろ調査をしまして、やはり屋根のシルエットが45度の勾配屋根と同じような景観に溶け込んだ形になってるのが、この茅葺の民家であります。どうしても茅は葺いたときは、橙色みたいな感じなんですけども、経年でグレーのようになります。それで、あそこの景観につきましては、やはり、茅の色が腐食してグレーになったような形がいいのかなと思っています。先進事例としましては、花巻の太田地区に

あります「むらの家」というのがあります。これは、やはり200年以上経った建物だったんですけれども、要するに民家の上の扱首（さす）組みのところを撤去して、それで入母屋の低い屋根に葺き替えてありました。それを当時のように扱首組みをしまして、便所棟と同じような感じの骨組みに修復いたしました。参考になるとは思いますけども、あそこのような形と色、内部から見た景観は、この今回の便所棟の一つのモデルというふうに考えております。あとトタン屋根の場合ですね、赤とか青があるんですね。赤いトタンって何だろうと思って考えてみましたらば、花巻瓦なんですね。要するに、瓦の色が茶色の花巻瓦を模写して赤っぽい屋根をつけたのかなと思ってございます。茶色い屋根は凍害に強くて、聞くところによりますと紫波が北限で、それ以北では余り使われてないんですけれども、そういったようなものが、この地域の瓦は朱色の瓦、赤っぽい瓦、それから茅葺はどうしてもグレーになるということで、今回は茅葺ですのでグレーにするのがいいのかなというふうに考えております。以上です。

(菊池会長) そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは、(1)の花巻市指定有形文化財「熊谷家」の現状変更等許可申請に係る意見については承認されたものといたします。

イ 花巻市指定有形文化財 千手観音立像の現状変更等許可申請等に係る意見について

(菊池会長) 次に、(2)花巻市指定有形文化財千手観音立像の現状変更等許可申請に係る意見について、事務局から説明をお願いいたします。

[説明]

(平野課長) 資料No.2を御覧ください。1.指定文化財の種別及び名称ですが、有形文化財の彫刻の千手観音立像です。室町時代後期に、桂材を使用して作られた像です。指定は昭和54年9月10日です。なお、文化財指定しているのは、像本体のみであり、光背と台座の部分は指定外ですが、今回、本体と一体的に修復することとしておりますので、併せて説明いたします。

2.所有者の氏名と住所ですが、松田広司さん。矢沢の方です。

4.管理責任者ですが、所有者と同じです。

5. 現状変更等を必要とする理由です。(1) 指定部分に係る現状変更を必要とする理由です。指定部分は像本体のみですので、(1) では像本体に係る現状変更の理由2点を記述しています。1点目は、長年の安置により、本体下部に虫食及び亀裂が生じており、修復する必要があります。写真は、最終ページの右側2段目を御覧下さい。現状変更理由の2点目、腕が一本落下と申すか、取れておりますので、接合、貼り付ける必要があります。写真は、真ん中ページの左側2段目と4段目です。取れた左腕の肘の部分が木の色をしております。取れた腕は、写真右側3段目の棒状のものです。

次に、(2) 参考事項に記述しているのは、指定部分のほかの損傷状況と、指定部分以外の損傷状況です。①指定部分の他の損傷状況ですが、左手三臂欠損。本来は左右それぞれ20本の手が付いているはずですが、左手が3本無くなっております。この欠損は、昭和54年の指定当時からのため、もともとの状態が不明ですので、新しく作って張り付けるという修復は行いません。

次の頭上像1面欠損。頭の上に10面あったはずですが、1面が無くなっております。これも指定時点からの欠損のため修復は行いません。

持物欠損。手にはそれぞれ何か持っているはずですが、右の6本、左の5本が手ぶら状態になっております。これも指定当時の欠損ではありますが、今回の修復に合わせ、持物を新たに作ることを計画しております。ただし接合はしませんので、像本体に影響を及ぼすものではありません。

左足欠損。これも指定当時の欠損です。写真は真ん中ページの左側3番目ですが、写真は、左、右の足とも付いていない状態です。その右側の写真に取れた右足が写っております。右から4つ目のパーツが右足です。今回は、無くなっている左足を新しく作りますが、所定の位置にはめ込むまでとし、接着はしません。

②指定部分以外の損傷状況です。ア. 光背には割れがあります。写真は真ん中ページの右側2段目です。イ. 台座部分ですが、蓮華座及び岩座の虫食、亀裂と腐朽、返花の欠損、地ズリ框が欠損しております。それぞれ写真で確認願います。写真にはありませんが、ホゾ穴が拡大をしております。これは像から伸びる心棒を台座に刺し、自立できるような仕掛けになっておりますけども、台座部分のホゾ穴の遊びが大き過ぎているために像がぐらぐらし、

安定しない状態となっております。

6. 現状変更等の内容及び実施の方法です。(1) 指定部分に係る現状変更等の内容及び方法ですが、まずは、像に付着したチリ・ホコリ・ゴミを刷毛・筆等で除去します。その後、パナプレートによって防虫、殺虫処理をします。そして、アクリル系合成樹脂、使用する材料はパラロイドB72です。それを含浸により補強及び虫穴へ充填します。脱落した腕は、ムギ漆により接合します。この作業は平泉町に運び行う予定です。

(3) 参考事項には、指定部分に係る現状変更等許可を必要としない修復内容と、指定部分以外の修復内容及び方法を記述しております。①指定部分に係る現状変更等許可を必要としない修復内容ですが、持物で無くなっている物を新しく作り、接着はしませんが、取付けます。同じように、無くなっている左足も新しく作り取付けます。次に、②指定部分以外の修復内容及び方法です。ア. 共通の処理として、付着したチリ・ホコリを刷毛・筆等を使って除去、パナプレートによる防虫処理、アクリル系合成樹脂の含浸による補強及び虫穴への充填を行った後に、光背については、台座へ取り付けます。台座部分は各部位をムギ漆により、補強・充填します。足ホゾ穴の遊びを調整し、本体の安定的自立を確保します。地ズリ框を新しく作り、朱色漆塗仕上げをして取付けます。

7. 現状変更等により生ずべき物件の滅失又はき損もしくは景観の変化、その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項です。今回の修復は、文化財指定当時の状態への復元までですので、オリジナルの状態から逸脱するものではありませんし、現状変更許可以外の部分で修復する箇所については、現状部分と新しく作った部分とを明確に判別できるようにしますので、今後の保存・管理をしていく上で問題はないと考えます。

9. 工事施工者ですが、京仏師の佐久間溪雲(けいうん)さんです。この方は現在、達谷西光寺にあります、岩手県指定有形文化財の薬師如来坐像の修復作業を手掛けておりますので、一定の技術を有する方であると判断をしております。

10. 着手及び終了の予定時期は、令和3年9月25日から12月31日までを予定しております。本現状変更等の許可申請にあたっては、6月8日に時田委員と共に当課の職員が現物を見ながら、所有者の松田さんと修復を担当する佐久間さんと、像の損傷具合の確認

から修理方法までを相談し、今回の申請に至ったものであることを申し添えます。以上で説明を終わります。

〔質疑〕

(菊池会長) それでは説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。御意見、御質問はございませんか。

(外館委員) 教えて欲しいんですが、7番の2項目ですけれども現状部分と新補部分とは明確に判別できるようにするというように書かれておりますけれども、具体的にはどういう事になるのかな。例えば印付けておくとか、あるいは色が違うから明らかに分かるんだとかですね。ただ、そうではなくて記録でとっておくとか、その辺のところもわかれば教えてほしいですが。

(平野課長) 新しく作るものについては、差し込む形とか置くだけの形になりますので、見えない部分に分かるように印を付けるということが一つありますし、あとはいつ、この部分については新しく作ったよというのが分かるように記録として留めておきます。

(外館委員) ありがとうございます。

(菊池会長) そのほかございませんか。

(竹原委員) 10番の平成3年は既に終わっているんですけど、これは、いいのですか。

(平野課長) すいません。令和3年の間違いです。訂正、差し替えいたします。

(菊池会長) そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、(2)花巻市指定有形文化財千手観音立像の現状変更等許可申請に係る意見については、承認されたものといたします。

ウ 国指定特別天然記念物 早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落の現状変更等許可申請に係る意見について

(菊池会長) それでは次に、(3)国指定特別天然記念物 早池峰山及び薬師岳の高山帯森林植物群落の現状変更等許可申請書に係る意見について、事務局から説明をお願いいたします。

〔説明〕

(平野課長) まず差し替えのお願いです。あらかじめ送っておりました申請書ですけれども、今日、机の上に置いてあるものと差し替えを願

いします。

それでは説明いたします。この現状変更は、国指定に係る案件ですので、本来、許可権限は文化庁長官にありますが、文化財保護法及び同法施行令に「史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取は、市の教育委員会で許可を行うこととする。」と規定されていることから、花巻市教育委員会に許可申請があったものであります。申請を受けている現状変更の内容を説明します。

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称ですが、特別天然記念物早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落です。8. 許可申請者ですが、新潟大学理学部地質学科プログラムの小西博巳教授です。9. 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由ですが、河原の坊登山道は、平成28年5月26日の大雨により、登山道の一部が崩落し、現在も通行止めになっております。今回の現状変更等許可申請は、登山道崩落の現況調査の一環として、岩盤をなす岩石を採取するものです。なお、同様の調査は昨年11月にも行いましたが、崩落原因の判明には至らなかったことから、今年も調査をしようとするものです。昨年度、現状変更許可を得て行った調査結果は、参考として添付しております。

10. 現状変更等の内容及び実施の方法です。登山崩落現場の岩石をハンマーにより割り、約50kgを採取しようとするものです。採取する箇所は、3枚目の図面の箇所です。11. 本現状変更が天然記念物に及ぼす影響ですが、採取する岩石はトータルで約50kgと少量であること、ハンマーにより割り取る際は、景観に影響を与えない箇所とするよう配慮するため、天然記念物に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。12. 着手と終了は、許可の日から12月31日までを予定しております。以上で説明を終わります。

〔質疑〕

(菊池会長) 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(竹原委員) こういう研究は、個人的に出されているのでしょうか。例えば県とか、あるいは、確か協議会があったと思うのですが、そういうところの依頼を受けて、小西先生がやられるのでしょうか。経緯はどのようになっているのですか。

(平野課長) 昨年度、聞いたところによりますと、この小西先生は、国とか県から依頼を受けて、その状況調査をするということではなく、自

分の研究として、この崩落原因を調査したいということで、石を採取するというふうに聞いております。

(竹原委員) そうなると例えば、確か県もこの登山道は多分復活出来ないだろうというような話を聞いてはいるんですが、そちらのほうの調査は、進んでいるんでしょうかね。現状はどうなっているのでしょうか。要するに、こういう個人的にやるということが、この特別天然記念物という場所で問題がないのか。

(平野課長) この崩落したこの登山道を今後どうするかという部分までは、ちょっと私どものほうで聞いておりませんが、この岩石を取ることについて、小西先生は、県の自然保護課に相談をしたとか、あとは営林署に相談したということで、方々に相談をして、そして自分の研究として、この岩石を採取すると聞いております。

(竹原委員) その登山道の廃道というか、この辺いろいろもめている箇所だと思いますので、基礎データを収集することは、非常に重要かとは思いますが、この報告書の中で書かれていることが、確認の有無と存在量を見積もるために書いてあって、それが見つからなかったから、更に調査するんだってということを繰り返しやられるのはどうか。ある程度目途を付けてもらわないと、それが、どんどん広がっていく可能性がある。たまたま今回、登山道が崩落して、いいチャンスだからやる、見つからなかったらどんどんやるんだってことではなくて、ある程度の目途を立ててもらったうちに、決めていただいたほうがいいのかと思います。

(平野課長) 小西先生は、昨年度は11月の7日・8日に山に行ったということでした。その際は1か所しか取れなかったが、今回は5～6か所から取りたいなという話を聞いています。ただ、今回もしも、崩落原因を突き止めることが出来なかった場合どうするかといった場合ですけれども、この調査については今年で終わりだよと、許可はもう終わりだよという話はしています。

(竹原委員) はい、わかりました。ある程度、そういう制限を設けてもらったほうがよろしいかなと思っています。私が以前、県で植物の調査をやったときには、許可書を6枚7枚集めなきゃいけなくて、季節がもう終わってしまったっていうことをよく経験してました。特に文化財関係は、申請してもなかなか許可が下りない。そうすると春の調査が全く出来ないということを何度も経験しているんですけれども、そういう大変なところなので、ある程度制限を設

けて結果を出してもらって、それを今後に活かせるような格好で共有するというを前提にお話しされたらいいかなというふうに思っております。あとは、できれば赤線ですっと書いてあるんじゃないくて、ある程度ポイントを落としてもらっていたほうがよかったかなと。これでいくと、ビジターセンターから全域となるとちょっと広過ぎるから、何箇所かってことなんでしょうけど、その辺も、ある程度目途を持って調査してくださいというふうに言っていたらよければよろしいかなと思います。

(平野課長) はい。今回、この図面の赤い部分から5か所程度という話を聞いていますので、終わった後には、どの地点から採取したかの報告は求めるというふうに考えております。

(菊池会長) そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは(3)国指定特別天然記念物 早池峰山及び薬師岳の高山帯森林植物群落の現状変更等許可申請に係る意見については、承認されたものといたします。

それでは、議事については終了させていただきます。

(4) その他

(平野課長) はい、ありがとうございます。

添付しております資料No.4ですけれども、これについては前回の3月の会議の際と全く同じ資料となっております。資料No.5については、条例を付けております。

あと、今日、机の上に置いておりましたけれども、博物館で行っております「鉄道と花巻」企画展の関係です。あとはお送りしている資料ですけれども、現在、大迫の総合文化財センターで企画展「花巻のJOMON」を行っております。その資料等も置いておりますので、ぜひ時間がありましたら、大迫のほうにもおいでいただきたいというふうに思っております。以上で資料の説明を終わります。

4. その他ですけれども、事務局からは特別準備しておりませんが、皆さんから何かございますでしょうか。

(なしの声)

無いようですので進めます。

(5) 閉 会 (進行：平野課長)

(平野課長) 以上をもちまして、令和3年度第1回花巻市文化財保護審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この後ですけれども、当館で現在実施開催しております「鉄道と花巻展」を博物館の学芸員の説明により見学いただきます。見学は強制ではありませんけれども、お時間の許す先生方にはぜひ、御観覧をいただきますようお願いいたします。